

平成 23 年 12 月

入札関係ご担当 各位

電力調達に係る入札様式の変更について（依頼）

平成 24 年 7 月 1 日から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始することに伴い、同日より再生可能エネルギー特別措置法に基づく「賦課金」が発生します。これにより、電力調達の入札における仕様書等の一部変更が生じますのでお知らせします。

1. 背景

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により、事業用太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーにより発電した電気を国が定めた価格・期間で買い取ることが電気事業者に義務付けられます。

電気事業者が買取りに要した費用は、全需要家が電気の使用量に応じてご負担いただく制度になっています。具体的には、当該年度の賦課金の単価に、電気の使用量を乗じた額が電気料金に上乗せされます。

賦課金は、電気の供給を受ける電気事業者に関わらず、また電力自由化部門、規制部門に関わらず、全需要家が電気の使用量に応じて等しく負担するものであり、入札手続における競争性はございません。

2. 仕様書の一部変更

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始に伴い、自治体、各省庁及び独立行政法人等における電力調達の入札時の仕様書及び契約書に、賦課金の取扱いを明記する必要があるため、一部変更が生じます。なお、既に平成 24 年 7 月 1 日をまたぐ電力需給契約をされている場合も、平成 24 年 7 月 1 日以降は賦課金が発生し、契約締結中を理由とした支払い拒否はできませんのでご留意ください。

具体的な記載内容は以下をご参照の上、入札仕様書及び契約書に「賦課金」の取扱いを明記いただきますようお願い申し上げます。

なお、平成 21 年 11 月から実施されている太陽光発電の余剰電力買取制度により平成 24 年 6 月末までに買い取られる分については、引き続き太陽光発電促進付加金として月々の電気料金に上乗せされますので、引き続き明記いただきますようお願い申し上げます。

(1) 仕様書（別添 2 該当部分参照）

入札価格の算定に当たっては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない旨

(2) 契約書

賦課金を支払う旨

文案：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。」

3. 問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 再生可能エネルギー推進室

TEL 03-3501-1511 (内線 4455~4458)

安田、山下、木村、新井